

平成29年度行政評価の反映状況報告書(後期基本計画 第1章第2節「男女共同参画」)

施策の位置付け	1	章	互いを認め合う、ふれあいのまちづくり	節	2	男女共同参画
---------	---	---	--------------------	---	---	--------

■①施策に係る事業

No.	事業名	意見・評価		意見を踏まえ取り組んでいること・検討していること等
		進行管理部会	理事者	
1	事業No. ゆう・あいフォーラム等の啓発事業 (生涯学習部 人権啓発課)	<ul style="list-style-type: none"> 男女別・年齢階層別にきめ細かいフォーラムの開催が重要である。 土日・祝日のスーパーでの啓発は家族連れも多く有効であると考えが、平日では男性へのアピールが弱いのではないか。 街頭での啓蒙・啓発活動について、より効果的な手法の検討が必要。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長年にわたり開催されている事業のため、マンネリ化の傾向がないか。 新しく携わっていただける人材の発掘が必要である。 <p>【解決策、取組の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ゆう・あいフォーラム」については、平成9年から取組を開始し今年度で20年の区切りを迎えるため、事業内容等について見直しを進める。 新たな人材に企画運営員として携わっていただけるよう、工夫を図る。 SNSの活用等、広告手法を検討し、新規層を取り込む工夫を図る。 ヒューマンフェスタと機能的に集約した形での開催の検討する。 男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市民団体等のネットワーク拡大を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> (ゆう・あいフォーラム) 平成30年度からは市民活動推進センターの協力を得て登録団体にも情報提供をしたところ、新たに2団体が企画運営委員会に参画いただくこととなった。 今まで携わってきた委員と新たに参画した委員の双方からの視点により、より有効な開催方法や効果的な広報手段を検討する。(街頭啓発) 平成29年度には朝の通勤時間帯の亀岡駅での啓発を行ったことで、男女双方に訴えることができた。今後も継続したい。
2	事業No. 情報紙「ゆう・あいネット」の発行 (生涯学習部 人権啓発課)	<ul style="list-style-type: none"> 男女別・年齢階層別の特集を組む必要がある。 内容は素晴らしいが、もっと読みたくなる工夫が必要。特にデザイン性の改善が必要。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの市民に閲覧いただける仕組みづくりが必要である <p>【課題、取組の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規層を取り込めるようLINEやフェイスブック等多様な手段を活用し、常時情報発信できる仕組み作りを推進する。 ゆう・あいネットに広告を掲載するなど、事業周知と合わせて財源確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、紙面に広告を取り入れることとした。 男女共同参画事業について、市のラインやフェイスブックで告知、情報発信に努めている。
3	事業No. 男女共同参画講座の開催 (生涯学習部 人権啓発課)	<ul style="list-style-type: none"> 男女別・年齢階層別にきめ細かい講座が重要。開催の呼びかけや案内をする際にも階層ごとに変化が必要。 どのような講座が実施されているのか内容が分かりにくい。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの市民に参加いただける工夫が必要である。 <p>【課題、取組の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> SNSの活用等、広告手法を検討し、新規層を取り込む工夫を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画事業について、市のラインやフェイスブックで告知、情報発信に努めている。 講座の内容により、対象者の立ち回り先に直接市民の方に周知いただけるよう依頼をしている。
4	事業No. イクボス・プロジェクト (生涯学習部 人権啓発課)	<ul style="list-style-type: none"> 息の長い活動となるように、結果を重視して取組んでほしい。 具体的な民間企業への働きかけや、積極的な事業所に対する表彰、入札における優遇措置の導入等を検討いただきたい。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業にもイクボスに係る取組が広がるような環境整備を図り、実効性を高める必要がある。 <p>【解決策、取組の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内民間企業の職員が市役所で開催する研修に参加できるようにするなど、多くの人が参加できる環境整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に市内企業・事業所対象の人権研修にイクボスを取り入れてもらった。 平成30年度からは企業・事業所の従業員に広く参加いただけるセミナーを企画している。
5	事業No. KYISS登録制度・女性人材登録制度・審議会への女性の登用推進事業 (生涯学習部 人権啓発課)	<ul style="list-style-type: none"> 登録制度も重要であるが、それをどのように生かしていくかが課題。活用方策を検討して具体化していただきたい。 一般からの登用は女性だけでも良いのではないか。 行政の裁量次第で登用率50%は即座に達成可能はずである。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会をはじめ市の政策決定過程等に参加いただいている女性が重複しており、より幅広く市民に参加いただける仕組みづくりが必要である。 各市民の興味・関心、専門性に合致した形での就任依頼が出来る仕組みづくりが必要である。 <p>【解決策、取組の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録制度だけでなく、各分野に明るい方や積極的に活動している女性を行政がリストアップして把握しておき(本人の同意不要)、必要に応じて就任依頼等が出来る仕組みづくりを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の同意がないリストアップについては、個人情報保護法との関連で収集可能な情報について検討中である。
6	事業No. 「ゆう・あいステッププラン」実施計画の進行管理 (生涯学習部 人権啓発課)	特に意見なし	<p>【取組の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ゆう・あいステッププラン」の効果的・効率的な推進のため、引き続き進行管理を実施する。 	
7	事業No. 女性の相談室 (生涯学習部 人権啓発課)	<ul style="list-style-type: none"> 相談事業自体は重要であるが、複数部署にまたがるような相談内容にも対応できる体制づくりが必要。 アウトリーチ(積極的な当事者への働きかけ)の取組を充実いただきたい。多様な情報収集・伝達手段の確保として、SNSの活用も有効ではないか。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> より多くの市民に事業を認識していただけるよう工夫が必要である。 <p>【解決策、今後の方向性等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種団体の発行している冊子やスーパーのチラシへの掲載等、多様な媒体によるPRを推進する。 パンフレット等に広告を掲載することで、事業周知と合わせ財源確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の相談ネットワーク会議を活用し、情報交換や研修の機会を設けている。 相談室パンフレットや相談窓口カードの効果的な配架について検討している。

平成29年度行政評価の反映状況報告書(後期基本計画 第2章第2節「防災」) 自治防災課

施策の位置付け	2	章	安全で安心して暮らせるまちづくり	節	2	防災
---------	---	---	------------------	---	---	----

■①施策に係る事業

No.	事業名	意見・評価		意見を踏まえ取り組んでいること・検討していること等
		進行管理部会	理事者	
1	事業No. 自主防災会の活動助成 (総務部 自治防災課)	<ul style="list-style-type: none"> 各自主防災会で長年継続的に取り組まれていることが、本当に必要なことであるか検討が必要。 助成額、助成内容が妥当であるか検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会からの指摘のとおり、助成の仕方の検討が必要である。資機材の助成が1/2であるが、活動助成は10/10である。自主性を尊重する上でも、一定の地元負担が望ましいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会に対しては、活動助成（10/10）及び資機材購入（1/2）を行い、市民の自主性及び防災意識の向上を推進しているところである。 各助成金には、それぞれ助成割合の他に金額の上限を定めており、特に活動助成については上限金額も低いため、必要経費の大半は自主防災会が負担されている状況である。そのため、訓練においては各防災会が地域の課題解消に向けて実践的な訓練を実施されていると認識している。
2	事業No. 総合防災訓練・防災講演会の実施 (総務部 自治防災課)	<ul style="list-style-type: none"> 被災地において、日頃の防災訓練がどの程度有効であったか検証し、本市の今後の方針を見直してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会からの指摘のとおり、より実践的な訓練にシフトしていく必要があるのではないかと。（例えば、実際の建物で訓練すれば、経費も抑えられ、実践的になる。） 現在の総合防災訓練は、「見せる」ことに重点が置かれているが、より市民の防災意識の向上・啓発につながるような形へと工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度は、9月1日に防災講演会を開催予定であり、「地震」をテーマとして緊急地震速報の活用や災害発生時への日頃の備えなど、より市民に身近な内容で講演を行う予定である。 総合防災訓練については、様々な関係機関の協力を得ながら隔年実施しているところであるが、万一の災害発生時に各機関・団体等がそれぞれの役割に応じて緊張感を持って訓練実施できるよう、訓練内容を検討したい。 学校等との連携による児童等を対象とした避難誘導訓練など、各課題に即した訓練を集約することで、実践的な訓練となるよう検討したい。
3	事業No. 各種ハザードマップの作成 (総務部 自治防災課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民が参加した形でのマップ作成を進めていただきたい。（滋賀県の流域治水「安全マップ」の取組を参考にしはどうか） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域版ハザードマップの作成を促し、各地域住民が主体となって防災に取り組むことが必要である。 先進地事例の検証を検証し、取り入れる工夫が必要である。 <p>（・地域版ハザードマップ：地域の自主的な取組。 ・洪水ハザードマップ：府の浸水想定の見直しにより、ハザードマップを見直していく。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、自主防災会活動助成金を活用し、地域ならではの言い伝えや永年の歴史・経験に裏付けられた内容、街歩きで実際に確認した危険箇所を掲載するなど、各地域の独自性を活かした地域版ハザードマップの作成を推進している。 本年度以降発表される新たな浸水想定をもとに、本市のハザードマップについても刷新する予定である。
4	事業No. 防災会議の開催及び地域防災計画の見直し (総務部 自治防災課)	<p>特に意見なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令に則った定期的な防災計画の見直しにより、最新の情報を取り入れ、亀岡市独自の事態に即したものと発展させていくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度は、地域防災計画のうち「資料・マニュアル編」の見直しを行い、従前の「避難所開設マニュアル」を「避難所開設・運用マニュアル」として改訂する予定である。 今後についても実際の被災地や先進地の事例等、最新の情報を積極的に取り入れて、本市の実情に即した計画の策定及び運用を図りたい。
5	事業No. 災害協定の締結 (総務部 自治防災課)	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定が無くとも、被災時には共同対応が出来るのではないかと。 全国レベルの取組との連携、あるいは関係づくりを進めていくべきではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 各分野ごとの協定を効果的に進めるとともに、実行性を確保できるよう、平常時における取組を重視する必要がある。（分野ごとの漏れが無いように網羅的に展開する必要がある。） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に実施した亀岡市総合防災訓練では、災害協定先にも訓練に参加し災害時の対応手順等を確認した。 今後も、防災訓練等により、協定の実効性を確保するとともに、企業等の得意分野を活かした災害協定を進めて参りたいと考える。
6	事業No. 同報系防災行政無線等の整備 (総務部 自治防災課)	<ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線に限らず、新しい技術についても検討いただきたい。 他の伝達手段、特にSNSの活用について検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> アナログによる無線がH34.12.1以降、使用できなくなるため、新たな仕組みを検討していかなければならない。 非常時、特に大雨災害時に本当に同報系防災無線で事足りるのかも含め、多様な手段の検討が必要である。（設置箇所が非常に多く、更新の必要性もあり、効果に対し、多額の費用がかかってしまう。） 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度実施設計業務を委託により実施する予定であり、実施設計にあたっては、本市の自然条件や環境等に配慮するとともに、既存システム等との連携も踏まえ、より合理的・経済的なシステム構築を検討したい。 情報伝達手段として、屋外サイレン等の同報システムと併せてメール配信やSNSの活用等、個々の事情に配慮した方法も検討し、費用対効果を十分考慮して最適なシステムを採用する。
7	事業No. 府市共同備蓄の実施、避難所開設マニュアルの見直し、指定避難所等の見直し (総務部 自治防災課)	<p>特に意見なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運用については、ジェンダーの視点だけではなく、様々な視点から改善を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運用については、国や先進地等の避難所開設マニュアルを参考し、既存の避難所開設マニュアルの更新を図っていききたい。
8	事業No. 安定ヨウ素剤の備蓄防護措置の検討及び屋内退避等の周知・啓発 (総務部 自治防災課)	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の備蓄など、自治体単体で対応すべきで事業ではないと問題提起すべき。 安定ヨウ素剤の次回更新時には、ゼリー状剤の備蓄も検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤については、必要数、配布方法、効用、費用、使用期限等、様々な観点から備蓄（数）について検討していかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の備蓄については、本市がUPZ圏外であり避難行動までに一定の猶予があることや、医薬品の物流体制も整い、避難行動までに必要数の調達が可能状況であることから、緊急配布分として優先配布を必要とする子どもや若年層（40歳未満）への配布分を常時備蓄することとし、その後、必要に応じて流通備蓄や関西電力の保有分を調達することとしている。 安定ヨウ素剤は、薬剤という性質上、他の備蓄品に比べて使用期限が短く、全市民を対象とした常時備蓄の維持には多くの課題があるため、今後も引き続き必要数や配布方法等についての検討を行いたいと考える。

平成29年度行政評価の反映状況報告書(後期基本計画 第2章第2節「防災」) 地域福祉課

施策の位置付け	2 章	安全で安心して暮らせるまちづくり	節	2	防災
---------	-------	------------------	---	---	----

■①施策に係る事業

No.	事業名	意見		意見を踏まえ取り組んでいること・検討していること等
		進行管理部会	理事者	
9	事業No. 災害時要配慮者支援事業 (健康福祉部 地域福祉課)	・訓練等は実際に行動することで理解が進むので、小学校全校で実施いただきたい。	・要配慮者を介護している人との連携等、情報共有・非常時の情報確保手段を検討する必要がある。	・避難行動要支援者名簿を、引き続き避難支援者(民生委員・児童委員・自治会・社会福祉協議会・警察・消防)と共有し、連携していきます。 ・災害に関する研修講習についても、関係機関と連携の上取り組みを進めていきます。
10	事業No. 避難行動要支援者名簿整備事業 (健康福祉部 地域福祉課)	特に意見なし	・計画通り、同意率を高めていく事が重要である。 ・同意率向上に向け、要配慮者と自治会等との信頼関係の構築が必要である。	・同意率を向上させるため、全体の約3割を占める「未返信者」に対し、訪問等を通じて啓発・声掛けを行い、同意へ結び付けていく予定です。
11	事業No. 個別避難計画等策定事業 (健康福祉部 地域福祉課)	特に意見なし	・個別避難計画の有効性を確保するためにも、可能な範囲で、他機関等との要配慮者に係る最新の情報共有を図っていく必要がある。 (当計画の整備は、国から推奨されているものであるが、計画策定後も最新の情報を反映しなければ実効性はなく、実際の運用は困難ではないか。)	・災害対策基本法で市町村に策定が求められている「全体計画」の策定に着手し、個別避難計画を含む、避難行動要支援者名簿全体の円滑な運用を図ります。